

令和7年12月23日

道路建設課

直通：092-643-3660

内線：4517

担当：竹川、伏原

下関北九州道路の実現へ前進！ ルートなどを盛り込んだ都市計画が本日決定

県では、国と山口県、北九州市、下関市と連携し、下関北九州道路の早期実現に向け、令和2年度以降、都市計画などの手続きを進めてきました。

この度、都市計画決定権者である山口県と北九州によって、具体的なルートやインターチェンジの位置、道路幅員などが盛り込まれた都市計画が決定されましたのでお知らせします。

1 下関北九州道路

下関北九州道路は、下関市と北九州市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路である。

2 都市計画と環境影響評価の手続き

国(九州地方整備局、中国地方整備局)と2県2市(福岡県、山口県、北九州市、下関市)の6者が連携して、令和2年度以降、都市計画と環境影響評価の手続きを進めてきた。

本日、都市計画決定権者(山口県、北九州市)において、下関北九州道路に係る都市計画が決定され、環境影響評価の結果とともに公表された。

<これまでの経緯>

- 令和2年12月 6者連名で計画段階環境配慮書を公表し、環境影響評価の手続きに着手
- 令和6年 5月 6者からルート(素案)を都市計画決定権者(山口県と北九州市)に送付し、都市計画の手続きに着手
- 令和7年11月 都市計画決定権者(北九州市、山口県)がそれぞれ都市計画審議会を開催し、都市計画案及び環境影響評価書が認められる
- 令和7年12月 都市計画決定権者(山口県と北九州市)が都市計画決定の告示及び環境影響評価書の公告

3 都市計画決定の概要



(参考) 全体概要図

都市計画決定の概要

	山口県決定 (下関都市計画道路)	北九州市決定 (北九州広域都市計画道路)
名 称	1・4・2 下関北九州道路	1・4・44-10 号 下関北九州道路
区 間	起点：下関市彦島迫町六丁目 終点：同市彦島福浦町一丁目地先 (の水面を含む)	起点：北九州市小倉北区西港町地先 (の水面を含む) 終点：北九州市小倉北区西港町
延 長	約 3,900m	約 4,100m
幅 員	19.5m～20.5m	19.5m
車線数	4車線	4車線